

徳島・観音寺遺跡

- 1 所在地 徳島市国府町観音寺
- 2 調査期間 一九九八年度調査 一九九八年(平10)四月～九月

3 発掘機関 (財)徳島県埋蔵文化財センター

4 調査担当者 吉田千恵・喜田美智代・加藤公夫・高柳孝治・元

木浩司・妹尾健司・喜枝秀行・藤川智之・田川憲

5 遺跡の種類 官衙跡(国府)・河道跡

6 遺跡の年代 弥生時代後期、六世紀後半～一三世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(川島)

観音寺遺跡は、徳島市の西縁にある国府町に位置する、縄文時代以降の複合遺跡である。南で弥生時代の大集落である矢野遺跡と、北で古墳時代後期以降の集落が見つかりつつある敷地遺跡と接する。

観音寺遺跡は、阿波国府

推定地の一角にあたる。徳島市教育委員会による一九八二年度以降の国府推定地の確認調査は、一〇次にわたって実施されたが、国庁に直結するような成果には恵まれていない。また、徳島県教育委員会・(財)徳島県埋蔵文化財センターによる調査においても、多くの遺構・遺物を検出しているが、年代や検出された遺構の位置関係からは、国庁の構造などは明らかとなっていない。また、近年推定国府域南西のせんだんの木地区において、正方位を指向する建物群が確認され、初期国府の可能性も指摘されている。

(財)徳島県埋蔵文化財センターが行なってきた徳島南環状道路に関する発掘調査では、観音寺遺跡の調査を一九九六年度より実施している。一九九七年度の調査では、新しく発見された自然流路内より、土器・木製品などの膨大な遺物を検出する中で、古代のものとしては徳島県下で初めての木簡が含まれていることを確認した(本誌第二〇号)。木簡はこの時点で約八〇点を数え、国内でも最古級に属する「論語」の一節を書写したものや、三カ所(以上)の「五十戸」からの税を列挙したものなど、七世紀後半から八世紀にかけてのものなどが含まれていた。国府出土のものとしては古い時期に属するものを中心であることから、非常に注目される木簡群となった。

一九九八年度の調査では、奈良時代～中世にかけての掘立柱建物を含む多くの遺構を検出するとともに、自然流路のうち既存の道路があったために未調査であった地点、および北に離れた国道一九二

号線沿いの地点の調査を実施した。その結果、自然流路の延長が約四〇〇m分確認され、その流れが逆S字状であることが判明した。

堆積については、層位間の乱れが確認されず、緩やかな堆積が行ったことを再確認した。堆積層は細かく分層しながら作業を進めたが、これを大きく四つにまとめることができる。第一層は流路埋没後の堆積で、第二層以下が流路機能時の堆積に相当する。このうち第二層は、一九九七年度調査地点では確認されていなかったものである。これは、流路内の新しい年代の層位が北へ行くほど良好な遺存状況であることを示すものであり、「論語」木簡が出土した南よりの地点では第二層がなかったことから、予想されていた事柄であった。第二層出土遺物から、自然流路の機能が一〇世紀頃まで継続していたことが新たにわかった。

遺物の出土状況では、祭祀後の廃棄状況をとどめる例が、一九九七年度に続いて目を引いた。斎串を主体とする組合せが改めて確認されたほか、七世紀後半の事例として、舟形を中心とする廃棄単位が確認された。用いられた舟形は船体をくりぬかず、船首と船尾を斜めに切り落とし、さらに船室を屋形船風に削り残す形態である。この形態の舟形は、全体数は未計数であるが、おそらく一〇〇個体を上回るものとみられる。香川県金蔵寺下所遺跡や大阪府住友銅吹所遺跡などでの出土例があるが、観音寺遺跡でのようにまとまった数量の出土は珍しい。地域的な色合いの濃い祭祀が行なわれた可能

性を示す。

木簡が出土した層位は前述の大別に従うと、第二層と第三層に相当する。第三層では、一九九七年度に多くの重要な木簡が出土したため、新資料の出土が期待されたが、(1)(2)(4)などが出土した。第二層はこれまでに未確認の層位であったが、木簡が含まれていることが新たに判明し、平安期までを含んだ新しい年代にわたる幅広い資料が発見される期待が、周辺地点において広がることとなった。

8 木簡の釈文・内容

- | | | |
|-----|---|--|
| (1) | 「 <small>〔年カ〕</small>
× <small>□</small> 四月廿 <small>□</small> ×
板野国守大夫分米三升小子分用米 <small>□</small>
又日一升又日一 <small>□</small> 又日 <small>□</small> 又日 <small>□</small> ×
此月 <small>□</small> × | ×一升又日一升×
又日一升又日一 <small>□</small> 又日 <small>□</small> 又日 <small>□</small> ×
(272)×52×5 019 |
| (2) | 「奈尔」
奈尔波ツ尔作久矢己乃波奈× | 「矢己」
(160)×(43)×6 019 |
| (3) | ・×安子 <small>□</small> 比乃木
×少司椿ツ婆木」 | |
| (4) | 近 <small>□□□□</small> 」
□彼里人 | (79)×(31)×6 081
(122)×(24)×5 081 |
| (5) | 「 <small>〽</small> □海藻一籠」 | 119×20×5 032 |
| (6) | × <small>□</small> 子見祢女 年五十四」 | (130)×(18)×10 081 |

- (7) ・「生マ^{〔諸カ〕}光^{年×}」
 ・「以^{〔眼郷カ〕}□光沽[□]」
 (105)×16×3 059
- (8) 「井上戸主□金^{〔之カ〕}□□—七」
 232×45×5 011
- (9) ×□□^{〔利カ〕}四十一」
 (136)×22×4 081
- (10) 「道麻呂^{〔嶋カ〕}」
 (114)×18×5 059
- (11) 八□□^{〔嶋カ〕}」
 (397)×30×3 019
- (12) ・願 願 福」
 ・鴨 □ □」
 (106)×(39)×12 065

*墨書土器(参考)

□ツ支 (須恵器杯底部外面)

観音寺遺跡では、一九九七年度と一九九八年度の調査で約九〇点近い木簡が出土している。『木簡研究』第二〇号で報告した一四点の木簡は、一九九七年度出土木簡のうち、注目されるものの一部であった。今回報告するものは、その後の釈読の過程で確認できたものや、一九九八年度調査で新たに出土した木簡のうち、その内容や表記の上で注目すべきものである。出土層位からみると、(1)(2)(4)は、前号で報告した五十戸税木簡と同様、前述の第三層中でも己丑年

(持統三年)と記す木簡より下層から出土したので、天武朝(六七三〜八六年)あるいはそれ以前に遡るものである。(3)は己丑年よりやや新しい。七世紀末頃のものか。(6)〜(9)、(11)(12)、および墨書土器は、第二層から出土した時期の新しいものである。

(1)〜(3)は、内容や表記に注目すべきものがあるので、やや詳しく述べるが、他は簡略にふれるにとどめる。

(1)は三行に書かれていて、一行目と三行目はやや字が小さい。一行目の下は、さらに小字で二行に書く。右側面の一部と左側面上半部は当初の形状を留めている。下端部に近い箇所では折損している。全て同筆とみてよいと思われる。一行目の上端部は干支が記されていたはずであるが、断片はまだ見つからない。

国司巡行に際して、国守と小子に支給された食糧を記録した木簡である。国守には大夫(マヘツキミ)の尊称を加えている。国守の表現は、『日本書紀』に越国守阿倍引田臣比羅夫(斉明紀四年是歳条)、尾張国司守小子部連鉏鉤・河内国司守来目臣塩籠(壬申紀)、対馬国司守忍海造大国(天武紀三年三月条)の事例がみえている。これらの事例は、『日本書紀』編纂段階において文飾を加えられている可能性があるから、国守の確実な事例としては(1)が最も古いことになる。小子は正税帳にみえる将徒に当る。これまで阿波国の国司に関する史料は、天平勝宝八歳の事例が最古のものだった。

問題は「板野国守大夫」の理解にある。「野」と「国」との間が

やや離れ、「板野」に比し「国守」がやや小さいともみえる。しかし「野」の「おおざと」の縦棒をみると、「国」との間隔は問題ない。また二行目全体をみると、「板野」の文字だけがとりたてて大きいわけでもない。つまり「板野」＋「国守大夫」とみるか、「板野国守大夫」とするのか、解釈の分かれるところだろう。氏の名として板野はみえないから、板野は板野評（大宝令施行後は板野郡）の地名に基づくと考えざるをえない。阿波の国守大夫が板野の地へ巡行した際、国守と小子に支給された食糧を記録したものとすると、なぜ板野評と記さなかったのか、問題が残る。

七世紀後半、阿波国府は名方評に所在した（大宝令施行後は名方郡に、「和名抄」では名東郡に所在した）。観音寺遺跡の発掘調査により、名東郡の西端部に位置する遺跡地は、阿波国府内でも国衙の近傍であることが推定されている。また検出された自然流路内から、六世紀末～七世紀前半の斎串などの祭祀遺物や大型の建築部材が多量に出土しており、すぐ近くに粟（阿波）国造の居館の存在していたことを思わせる。よく知られているように、すぐ西の名西郡石井町の中王子神社には、「阿波国造／名方郡大領正□位下／粟凡直弟臣基」
「養老七年歲次癸亥／年立」と記す阿波国造碑があつて、御神体とされている。

こうしたことを踏まえると、七世紀半ばに阿波国造の本拠地を中心として名方評が立てられ、名方評衙が置かれた。天武朝初年に阿

波国が設立され、名方評に国府が設けられた。出雲国府と意宇郡家が隣接していたように、阿波国府と名方評衙が隣接していた可能性が大きい。以上のような歴史的背景をもとに、「板野国守大夫」の意味を考える必要があるように思う。国守の館が板野の地にあつた可能性もあるだろう。いずれにしても、初期国司の実態を示す最古の資料であり、きわめて注目すべきものである。

(2)は、万葉仮名で難波津の歌を習書した木簡。左右の両側面は割裁されているので、歌はさらに続けて書かれていた可能性が大きい。肉眼ではみえないが、赤外線テレビでは右側にもごく薄く、「奈尔」「矢己」の文字を確認できる。この部分の習書を、刀子で薄く削ったけれども、木の繊維の内に墨が染み込んで残ったものだろう。

難波津の歌は、『古今和歌集』の仮名序にみえ、人口に膾炙する有名なものである。

なにはづにさくやこの花冬ごもりいまはるべとさくやこの花

（日本古典文学大系8）

難波津に咲くやこの花冬籠り今は春べと咲くやこの花

（新日本古典文学大系5）

紀貫之が、「なにはづのうた」と「あさかやまのうた」は、「うたのち、は、のやうにてぞ、てならふ人のはじめにもしける」と言っているように、万葉仮名の手習いの手本とされていた。(2)は丁寧に書かれており、手すさびに書いたものというよりも、手習い風のも

のである。

これまで最も古い難波津の歌とされていたのは、一九四八年に行なわれた法隆寺五重塔の修理に際して、初層の天井組子の裏面から発見されたもので、「奈尔」「奈尔波都尔佐久夜己」と記されていた。工人達の落書というべきものである。五重塔は和銅四年（七一）頃に完成したから、この落書はその少し前頃のものともてよい（福山敏男「法隆寺五重塔の落書の和歌」同氏著『日本建築史研究 続編』所収、墨水書房、一九七一年）。最近知られた事例に、山田寺出土の平瓦に「奈尔波」とヘラ書きするものがある、七世紀に遡る可能性が指摘されている（『奈良国立文化財研究所年報 一九九四』）。(2)との先後関係が問題となるが、(2)は確実に天武朝、あるいはそれ以前に遡るもので、目下のところ、(2)を難波津の歌を記した最古の資料とみなしてよいだろう。

難波津の歌を記した木簡や、出土遺物に墨書したり史料にみえる事例については、東野治之氏の論考に詳しい（東野治之「平城京出土資料よりみた難波津の歌」同氏著『日本古代木簡の研究』所収、塙書房、一九八三年）。最近発見された事例として、滋賀県湯ノ部遺跡から出土した八世紀半ば頃の木簡に、「奈尔波都尔佐」と記したものがあ（本誌第一九号）。法隆寺五重塔の落書や湯ノ部遺跡出土の木簡を除けば、いずれも平城宮跡・平城京跡・長岡京跡といった都から出土したものが大半である。

その意味では、阿波国府跡から天武朝、あるいはそれ以前に遡る(2)の木簡が発見された意義は大きい。阿波国府に勤務する官人達が、すでに難波津の歌を手習いしていたのである。また難波津の繁栄を言祝ぐこの歌が、茅渟の海を隔てた阿波国まで伝播していたという意味でも興味深い。

(2)にみえる万葉仮名の表記も注目される。まず「ツ」であるが、万葉仮名「川」の草体であり、大宝二年の御野国戸籍や、藤原宮跡出土の須恵器の蓋に「宇尼女ツ伎」と墨書した事例がよく知られている。観音寺遺跡でも、参考として示した墨書土器に「□ツ支」とみえている。

次に「作」であるが、これまでの難波津の歌を記した事例では全て「佐」であった。これは肉眼で詳細に観察し、赤外線テレビカメラで確かめたが、明らかに「作」であり、「佐」ではない。推古朝の遺文や『日本書紀』『万葉集』にも、「作」の事例はみえている。(2)により、「作」は七世紀後半に確実に「さ」の万葉仮名として用いられていたことが明らかである。

きわめて注目されるのは、「矢」である。「矢」は訓仮名であり、訓仮名がすでに七世紀後半に用いられていたことは新知見であり、表記史の研究に大きな問題を提示することになるだろう。

(3)は漢字の読み方を示した、いわゆる音義木簡である。表では、「椿」について、やや小さく万葉仮名で、「ツ」・婆・木（乙類の

「き」の読みを記している。なお漢字の椿は、センダン科のチャンチンを指し、日本のツバキではない。比乃木は、比(甲類の「ひ」・乃(乙類の「の」・木(乙類の「き」)で、音韻からみて櫨の読みである。ただ「比」の上の字は、椿のように大書していないので、「安(あ)・子(し)・□・比・乃・木」で、一纏まりの読みを示している可能性が大きい。裏面は腐触が甚だしいが、右側下端部の三文字の位置や大きさから、表と同様に漢字の読みを記したものと判断される。

これまで音義木簡は、一九七三―七四年に天津市の北大津遺跡から天智朝に遡るものが発見され、また昨年、奈良県明日香村の飛鳥池遺跡で、七〇―七二七年に限定できるSK二六から音義木簡が発見されたことは記憶に新しい(本号二二頁)。(3)は北大津遺跡出土の事例につぐ古い音義木簡である。観音寺遺跡では、七世紀第Ⅱ四半期の論語木簡が出土しており、国府設置以前からすでに中国文化が受容されていた。(3)の音義木簡もそれを裏づけるものである。

(4)は出土層位からみると、己丑年(持統三年)よりも遡るものである。左肩部は原状をとどめており、切り欠きの可能性がある。(5)の一字目は、腐触のため読めない。(6)には年齢の記載がみえ、氏・名と年齢は同筆とみてよい。(7)の表とした方は墨痕がごく薄く、肉眼では追いきく。氏・名の下に、左に寄せて小さく「年」と記しており、もともと年齢の記載があったかと推定される。(6)と(7)は、

戸籍や計帳に関わりあるものと考えられる。国守は籍帳の事を掌ったから(職員令大国歌)、観音寺遺跡が阿波国府でも国衙にきわめて近いことを示している。

(8)は上端部が緩やかな円状を示し、大形の完形木簡である。全体の形状からみると、文字は小振りである。下の二字は、縦棒の下に「七」を記す。年齢の可能性も残るが、縦棒の上は「年」ではない。「井上戸主」については、『和名抄』に名方東郡井上郷がみえるので、井上郷戸主某の氏・名を記したものと解釈することもできる。

そうすると(6)(7)と同様、籍帳に関わりある木簡となるが、「井上郷」ではないので、疑問が残る。井上を氏の名、戸主をヘヌシという名としておきたい。和氣清麻呂の姉、広虫の夫であった葛木連戸主がよく知られている。

(9)は「四十一」と記す。「四」の上の字は「年」ではなく、(6)や(7)とは異なる。(10)は上部が折損し、下部を失らせている。細い筆跡で「道麻呂」と記し、上に合点を付す。(11)は長大な木簡で、名のみを記す。墨痕が薄く、赤外線テレビカメラで確認した。

(12)の下端部は左右に穴が貫通しており、転用材に習書したものである。こうした吉祥を願う字句は、奈良時代後半から平安時代初めによくみられるから、出土層位ともよく見合っている。

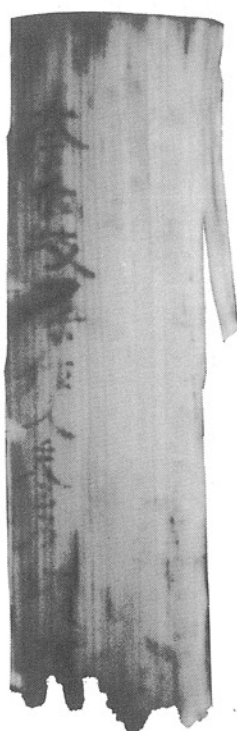
参考として掲げた墨書は、須恵器の皿の外部底面に書かれたもの。割れているため、一字目は読み取れない。「ツ」は万葉仮名「川」

の草体。(2)(3)の用例と同じである。

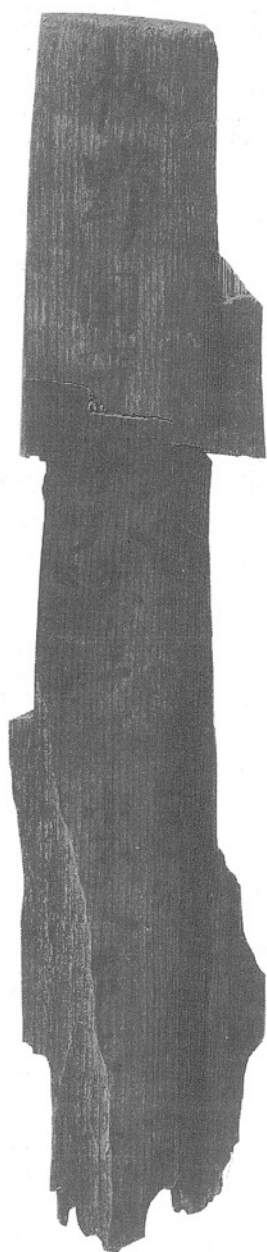
9 関係文献

〔財〕徳島県埋蔵文化財センター「観音寺木簡―観音寺遺跡出土木簡概報―」(徳島県埋蔵文化財センター調査概報第二集 一九九九年)

(1) 7・9 藤川智之、8 和田萃



(2)



(1)



(2)



(1)



(3)